

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	太田市

太田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 太田市役所 農政部 農業政策課
所 在 地 太田市新田金井町 29
電 話 番 号 0276-40-9714
F A X 番 号 0276-40-9101
メールアドレス 026100@mx.city.gunma.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、アナグマ
計画期間	令和7年度～9年度
対象地域	太田市内一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	289 千円 26a
	野菜	600 千円 4a
	いも類	53 千円 1a
アライグマ	果樹	150 千円 2a
ハクビシン	果樹	50 千円 1a
	野菜	50 千円 1a
タヌキ	野菜	25 千円 1a
キツネ		農作物の被害金額の報告はなかった
カラス	果樹	200 千円 4a
	野菜	145 千円 2a
	いも類	50 千円 1a
ニホンジカ	野菜	5 千円 1a
ニホンザル		農作物の被害金額の報告はなかった
ツキノワグマ		農作物の被害金額の報告はなかった
アナグマ		農作物の被害金額の報告はなかった

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	八王子丘陵や金山、渡良瀬川河川敷周辺では、イノシシによる掘り返しや食害等の被害が発生し、市街地での
------	---

	目撃情報、出沒等は増加傾向にある。
アライグマ	市内全域に生息し、家庭菜園や家屋侵入等の生活環境被害が発生し、被害・捕獲数は増加傾向である。
ハクビシン	市内全域に生息し、農作物被害のほか、家屋侵入等の生活環境被害も発生し、被害・捕獲数は増加傾向である。
タヌキ	市内全域に生息し、農作物への被害がある。
キツネ	主に利根川河川敷周辺で目撃情報があり、農作物被害の相談が寄せられる。
カラス	市内全域に生息し、農作物被害のほか、繁殖期には人への加害等の苦情・相談が寄せられる。
ニホンジカ	利根川、渡良瀬川河川敷、八王子丘陵での目撃情報、出沒等は増加傾向にある。
ニホンザル	市内での生息は確認されていない。まれに迷いザルが市内に入り込み、発見・報告されることがある。
ツキノワグマ	市内での生息は確認されいないが、クマの様な動物の目撃情報が寄せられたことがある。
アナグマ	市内に生息し、八王子丘陵を中心に農作物被害の相談が寄せられる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（５年度）	目標値（９年度）
イノシシ	942 千円 31a	659 千円 21.7a
アライグマ	150 千円 2a	105 千円 1.4a
ハクビシン	100 千円 2a	70 千円 1.4a
タヌキ	25 千円 1a	17.5 千円 0.7a
キツネ	農業被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる	農業被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる
カラス	395 千円 7a	276.5 千円 4.9a
ニホンジカ	5 千円 1a	3.5 千円 0.7a
ニホンザル	農業被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる	農業被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる
ツキノワグマ	農業被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる	農業被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる

アナグマ	農業被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる	農業被害の発生・拡大が懸念されるため、捕獲等の対策を講じる
------	-------------------------------	-------------------------------

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ 捕獲檻の増設や、既設置の檻を捕獲隊員監修の下で移設し、捕獲効率の上昇を図った。 また、くくりわなを使用した有害捕獲を実施し、捕獲効率の上昇を図った。 アライグマ アライグマの増加に伴い令和6年度より、被害地区を選定しアライグマ集中捕獲事業を実施。 ハクビシン、タヌキ、キツネ 農業被害や生活環境被害の報告が寄せられた場所に捕獲檻を設置して有害捕獲を実施。 カラス 年間を通して、専用捕獲檻を活用した有害捕獲を実施。	被害区域の拡大に伴い、捕獲檻の増設が望まれるが、それに伴う管理の担い手不足が課題。 止め刺しの担い手不足により、くくりわなによる捕獲が広がっていない。 繁殖期の実施により効果的な成果が期待できる。 捕獲数が増加しているため、捕獲檻の増設が必要とされる。 餌や水の補給等の管理が毎日必要となるため、管理する捕獲隊員の新たな確保が必要となる。また、捕獲数も年々減少しているため、新たな捕獲方法の模索も必要。
防護柵の設置等に関する取組	令和7年度より、市単事業の太田市獣害対策設備設置支援補助金の要綱を改正し、補助金の対象を防護柵だけでなく、防	事業実施のために、防護柵の有用性を広く知ってもらう必要がある。

組	護ネットも拡充した。	
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	アドバイザー業務委託を実施し、各鳥獣被害地域において、専門家による講習会や集落環境調査を実施。また、令和6年度より狩猟免許試験事前講習会を開催し狩猟免許取得者の向上に繋がった。 市単で地域より要望のあった野生鳥獣を養ってしまっている放任果樹の除去を実施。	集落環境調査の有用性をイノシシ被害地区の区長を中心とした住民に知ってもらう必要がある。 地区住民に放任果樹の除去の有用性を広報すること。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農業者や被害地区住民へのわな猟免許取得推進により捕獲従事者の育成・確保に努め、持続可能な被害対策の体制づくりを推進する。 農作物被害を減少させるため、捕獲圧を高めるとともに、農地周辺への緩衝帯整備や侵入防止対策を推進する。 有害捕獲については、引き続き ICT 技術を活用し、捕獲活動の効率化を進める。
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣捕獲については、群馬県の定める第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき編成した太田市有害鳥獣捕獲隊により地域の鳥獣捕獲を担う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ キツネ カラス ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アナグマ	農業者や被害地区住民、区長等へのわな猟免許取得推進により捕獲従事者の育成・確保を行う。被害状況により檻の増設を検討する。
令和8年度	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ キツネ カラス ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アナグマ	農業者や被害地区住民、区長等へのわな猟免許取得推進により捕獲従事者の育成・確保を行う。被害状況により檻の増設を検討する。
令和9年度	イノシシ アライグマ	農業者や被害地区住民、区長等へのわな猟免許取得推進により捕獲従事者の育成・確保を行

	ハクビシン タヌキ キツネ カラス ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アナグマ	う。被害状況により檻の増設を検討する。
--	--	---------------------

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲頭数は増加傾向にあるため、より一層の捕獲努力が求められる中で捕獲計画数を設定。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	650頭	650頭	650頭
アライグマ	300頭	300頭	300頭
ハクビシン	150頭	150頭	150頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
カラス	500羽	500羽	500羽
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
ツキノワグマ	3頭	3頭	3頭
アナグマ	50頭	50頭	50頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシについては通年で、市北部の八王子丘陵山麓、渡良瀬川沿岸、市中央の金山丘陵山麓において捕獲檻及びくくりわなによる捕獲を実施。 アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アナグマについては、農業被害や生活環境被害の報告が寄せられた場所に捕獲檻を設置して捕獲を実施。

カラスについても年間を通して、酪農・畜産施設の多い新田地域を中心に専用捕獲檻にて捕獲を実施。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃砲刀剣類所持取締法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲について、該当なし。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
太田市全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象獣種について、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

--	--	--	--

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ キツネ カラス ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アナグマ	地域住民等により耕作地周辺の刈払いによる緩衝帯設置や、放任果樹の除去をし、生息しにくい環境整備を行う。 鳥獣被害対策の情報を周知し、被害に遭いにくい集落づくりをすすめる。
令和8年度	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ キツネ カラス ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アナグマ	域住民等により耕作地周辺の刈払いによる緩衝帯設置や、放任果樹の除去をし、生息しにくい環境整備を行う。 鳥獣被害対策の情報を周知し、被害に遭いにくい集落づくりをすすめる。
令和9年度	イノシシ アライグマ ハクビシン	域住民等により耕作地周辺の刈払いによる緩衝帯設置や、放任果樹の除去をし、生息しにくい環境整備を行う。

	タヌキ キツネ カラス ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ アナグマ	鳥獣被害対策の情報を周知し、被害に遭いにくい集落づくりをすすめる。
--	---	-----------------------------------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
太田市	関係機関との連絡調整。 現場確認及び調査、報告。
太田警察署	関係機関への連絡調整及び助言。 緊急通報時における出動、現状確認。
桐生森林事務所	関係機関への連絡調整及び助言。
有害鳥獣捕獲隊	状況に応じて現場出動、追跡調査。 捕獲の実施。
太田消防署	負傷者の救助等。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙（有害鳥獣が出現した場合等の緊急連絡体制）のとおり

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣については、太田市外三町広域清掃組合（クリーンプラザ）に搬入し、焼却処分とする。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用予定なし
ペットフード	利用予定なし
皮革	利用予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用予定なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

取組予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組予定なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
太田猟友会	鳥獣の捕獲、追払い。情報の提供と共有。
新田猟友会	鳥獣の捕獲、追払い。情報の提供と共有。
東部農業事務所	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共有。
桐生森林事務所	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共有。
太田市農業協同組合	協議会と被害農家との連携。農作物被害状況等各種情報提供と情報の共有。
新田みどり農業協同組合	協議会と被害農家との連携。農作物被害状況等各種情報提供と情報の共有。
桐生広域森林組合	刈払いによる緩衝帯整備。各種情報提供と共有。
太田市農業委員会	協議会と被害農家との連携。農作物被害状況

	等各種情報提供と情報の共有。
被害地区農事支部	被害農家から協議会への被害の連絡。協議会と被害農家との連携。
被害地区区長会	被害住民から協議会への被害の連絡。協議会と被害住民との連携。
ゴルフ場	協議会への被害の連絡。情報と共有。
群馬県農業共済組合東支所	協議会への被害の連絡。情報と共有。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣被害対策支援センター	技術供与と指導助言、資料収集、情報の共有。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置予定なし

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の新たな担い手を確保するため、地区役員や農業者等にわな猟免許取得を推奨する。 また、鳥獣対策専門業者と連携し、集落環境調査を実施することにより、獣害対策主体は区長を中心とした地区住民であるという意識付けをすることにより、持続可能な獣害対策の実施体制を構築する。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に

関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

両毛（太田市・みどり市・桐生市・足利市・佐野市・伊勢崎市・板倉町）有害鳥獣対策担当者会議を幹事持ち回りで定期的を開催し、群馬栃木県境（両毛広域）の有害鳥獣被害対策を中心に情報交換を行っているが、今後更に広域的な取り組みについても協議を行う必要がある。

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。